

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
千葉用水総合管理所長 土田 百合子
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 成田用水施設改築事業意見書作成業務(令和7年度 時点修正率)(オープンカウンター方式による)
- 2 業 務 場 所 千葉県八千代市村上3139 独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所
- 3 業 務 期 間 契約締結の翌日から 30 日 以 内 まで
- 4 内 容 等 別途交付する仕様書等のとおり

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 本店、支店又は営業所が千葉県内に所在すること。
なお、当機構における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格業者である必要はありません。
- 3 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章が押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2) 提 出 方 法 電子メール(又はFAX)による。
なお、電子メール(又はFAX)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3) 見 積 書 提 出 期 限 令和7年5月20日 10:00 まで
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所
電子メール nyukei_chiba@water.go.jp FAX番号 047-483-0709
 - 5) 担 当 者 経理課 岡村
 - 6) 質 問 書 提 出 期 限 令和7年5月13日 10:00 まで
 - 7) 見 積 日 時 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。
 - 8) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積提出の期限は令和 年 月 日までとします。
 - 9) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 辞 退 見積依頼書等をダウンロードし、見積依頼書等の交付受領書を提出した後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。
- 5 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌営業日までに書面により通知します。
- 6 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後(納品確認後)の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじ用数値については、見積依頼書等の交付受領書に任意の3ケタの数字をご記入ください。

見積依頼書等の交付受領書

宛 先	独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所 経理課 岡村			
	電話番号	047-483-0722	FAX番号	047-483-0709
	メールアドレス	nyukei_chiba@water.go.jp		
発信者 (※必須)	(住所)			
	(会社名)			
	(担当者名)			
	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス			

以下の件名について、見積依頼書等を受領しました。

○見積依頼件名
成田用水施設改築事業意見書作成業務(令和7年度 時点修正率)

○くじ用数値
くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。

--	--	--

○見積辞退について
見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

○同方式の承諾
「独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所におけるオープンカウンター実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。

☐ 承諾する

成田用水施設改築事業意見書作成業務
(令和 7 年度 時点修正率)

仕 様 書

令和 7 年 4 月

独立行政法人水資源機構
千葉用水総合管理所

1 業務内容

以下のとおり、意見書の作成を行うものである。

- (1) 成田用水沿線における宅地（農家集落地域）の令和6年4月1日から令和7年4月1日までの時点修正率
- (2) 成田用水沿線における田地の令和6年4月1日から令和7年4月1日までの時点修正率
- (3) 成田用水沿線における畑地の令和6年4月1日から令和7年4月1日までの時点修正率
- (4) 成田用水沿線における林地（都市近郊林地地域）の令和6年4月1日から令和7年4月1日までの時点修正率

2 業務の目的

本業務は、成田用水施設改築事業における時点修正率を決定するために必要な意見書の作成を行うものである。

3 受注者の資格等

本業務における受注者は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第15条の規定により登録を受けた不動産鑑定士でなければならない。

4 その他の条件

意見書の作成理由については、当該意見書が決定されるに至った経過及び理由が当方に納得できるように記載し、必要に応じて採用した資料等に関する事項を明らかにすること。

5 意見書の提出期限

意見書の提出期限は、契約締結の翌日から30日以内とする。

6 意見書の作成数

「1 業務内容」に示す(1)～(4)について各1通（計4通）とする。
なお、副本の作成は要しない。

7 不動産鑑定士等の除斥

意見書の作成に当たって、公正を妨げる事情があると認められる不動産鑑定士又は不動産鑑定士補に作成を行わせてはならない。

8 添付資料

成田用水位置図

9 その他

本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた時は、協議のうえ決定するものとする。

以 上

成田用水 位置図



凡 例



成田用水

